

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募要領

令和8年9月18日
経済産業省
産業保安・安全グループ
ガス安全室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

ガス事業法（昭和29年法律第51号）において、認定高度保安実施事業者制度は、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者（以下「認定事業者」という。）を認定し、法律において規定する届出手続の省略や事業者による法定検査等の柔軟化を措置する制度です。更なるガス事業におけるスマート保安の推進を加速させるため、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）及びガス工作物の技術上の技術基準を定める省令（平成12年経済産業省令第111号）等で規定する手続や法定検査等の柔軟化を認定事業者に対して新たに措置することについて、令和6年2月の第29回ガス安全小委員会において、審議、了承されました。

また、令和7年度の都市ガス低圧導管におけるガス圧力異常事象による事故を踏まえ、ガス工作物の技術上の技術基準を定める省令に「圧力が異常に上昇するおそれのある整圧器についてこれを防止する措置を講じること」を設けることについて、令和8年2月の第1回ガス技術審査ワーキンググループにて審議、了承されました。

これらを踏まえて、ガス事業法施行規則及びガス工作物の技術上の技術基準を定める省令等の改正等を行います。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（案）等

※上記に係る個別の法令等としては以下のとおり。

- （1）ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（案）
- （2）ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- （3）ガス工作物技術基準の解釈例（内規）の一部を改正する規程（案）
- （4）緊急ガス遮断装置の保守管理に関する運用について（案）

3. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（2）窓口での配布

経済産業省産業保安・安全グループ ガス安全室

（東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省本館9階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年9月18日（金）～令和8年10月19日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業保安・安全グループ ガス安全室

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp

（電子メールの件名を「ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

